

第2章　自主防災組織の育成

第1　趣旨

地域において、県民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2　内容

1 実施機関等

- (1) 県は、市町の自主防災組織の育成の取組を支援することとする。
- (2) 市町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとする。
その際、市町と消防機関等は、密接に連携、協力することとする。
- (3) 県民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。

2 活動

自主防災組織の参加者は、市町と協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行うこととする。

(1) 防災計画の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- ② 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- ③ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- ④ 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- ⑤ 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- ⑥ 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害弱者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- ⑧ 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- ⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

(2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

- ② 編成上の留意事項

- ア 女性の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- イ 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
- ウ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- エ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

(3) 自主防災組織の活動内容

- ① 平時の活動

- ア 地震防災に関する知識の向上
- イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡

- ウ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
 - エ 地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
 - オ 家庭における防火・防災等予防上の措置
 - カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
 - キ 避難地・医療救護施設の確認
 - ク 防災資機材の整備、管理
 - ケ 防災訓練の実施 等
- ② 災害発生時の活動
- ア 出火防止と初期消火
 - イ 負傷者の救助
 - ウ 地域住民の安否確認
 - エ 情報の収集・伝達
 - オ 避難誘導、避難生活の指導
 - カ 給食・給水
 - キ 近隣地域への応援 等

(4) その他

自主防災組織は、婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図ることとする。

3 育成強化対策

県、市町は、平成13年度末を目標に、県内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援することとする。

- (1) 県は、広域的な観点から、組織の結成及び組織の活性化を支援するため、次の事業を推進することとする。
- ① 自主防災活動推進大会の開催
 - ② 優良自主防災組織の表彰
 - ③ 自主防災組織育成推進協議会の設置
 - ④ 啓発資料等の作成
 - ⑤ 中核リーダー及びリーダーの育成研修
 - ⑥ 資機材整備等に対する財政支援
- (2) 市町は、自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進することとする。
- ① 啓発資料の作成
 - ② 各種講演会、懇談会等の実施
 - ③ 情報の提供
 - ④ 各コミュニティへの個別指導・助言
 - ⑤ 各コミュニティごとの訓練、研修会の実施
 - ⑥ 顕彰制度の活用
 - ⑦ 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

(3) 市町は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図ることとする。

- ① 人口の密集している地域
- ② 住宅の中に高齢者等いわゆる災害弱者の比率が高い地域
- ③ 木造家屋の集中している地域
- ④ 消防水利の不足している地域
- ⑤ 過去に災害で被害が甚大であった地域

(4) 県、市町は、安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの推進、自主防災組織を中心とした諸団体の情報共有、連携の強化と活動の活性化の支援に努めることとする。

(コミュニティ・ファイルづくりの内容)

自主防災組織等の地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。

さらに、諸団体や市町等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

(コミュニティ・ファイルの記載項目例)

- ① 総括編 人口、世帯数など地域の基本的な事柄
避難場所や防災関係機関の所在地・電話番号
- ② 防災資機材・物資編 防災資機材庫・物資備蓄倉庫の場所
防災資機材・備蓄物資の保有状況
- ③ 施設編 消防施設（防火水槽、消火栓等）の状況
医療施設、災害弱者（高齢者、障害者等）のための施設等の状況
- ④ 危険個所編 災害が起りやすい箇所（軟弱な地盤、土砂災害のおそれのあるところ等）
避難や救援活動を行う上で問題のある箇所
- ⑤ 団体編 自主防災組織、自治会・町内会等の地域団体
災害時に協力してくれる工場、工務店、商店、事業所等
- ⑥ 人材編 地域活動のリーダー等
被災者救援に関する専門的な支援・技術等を有する人（医師、看護婦等）
- ⑦ 災害弱者編 ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障害者等
災害弱者のことを把握している人（民生委員等）
- ⑧ 避難編 避難場所、避難経路、施設、危険個所等の場所

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 自主防災組織の育成方針
- (3) 自主防災組織の育成方法
- (4) 自主防災組織への指導、支援
- (5) その他必要な事項

〔資料〕「自主防災組織の組織率」

「県が管理する映画フィルム及びビデオテープ」